

広報ふつう

10月 '87 No.307



■市の人口 10月1日現在 54,594人

男27,408人
女27,186人

世帯数19,911

□発行 福生市

□編集 企画財政課広報係

☎ 51-1511内線214~5

熊川土地区画整理計画に伴う 調査報告書まとまる

魅力あふれる住みよい

まちづくりを目指して

昭和59年度に、熊川地区の五日市線以南約100ヘクタールの区域について「調査A」（主に市街地の環境評価及び基本構想）という調査を実施しました。

市では、この報告書に基づき、昭和61年度において、早期に土地区画整理事業の実施を図るべきであると提案のありました内出地区を中心とした約25ヘクタールの地域について、次の段階の仕事であります「調査B」を実施いたしました。

「調査B」は、現況測量や区画整理設計を行い、基本計画（案）を作成することにより土地区画整理事業による計画的な市街地の形成に資することを目的とした調査です。

また、調査の結果として、別図のような設計図（案）ができました。設計図（案）では、幹線道路及び区西道路の整備・生活幹線として

の補助幹線道路の整備、さらに児童公園の計画もされております。

例えば、幹線道路については、歩道を両側に各6メートルと広くとり、通勤・買物等歩行者の安全の確保と沿道環境にも配慮しております。

区画道路については、通過交通を極力避けるようT字形交差を多くし安全で静かな居住環境を保つとともに、駅への利便性も考慮した配置となっています。

事業が早期に実施が図られるよう関係者のご理解とご協力をお願いしています。
問合せ 都市開発課開発係（☎ 51-1511内線343）。



を考えています。

公園については、規模約2000平方メートルのものを四か所計画しています。

去る8月、調査結果につきまして関係者（土地所有者等）を対象にした地元説明会を開催いたしました。

市といたしましては、この地区の事業が早期に実施が図られるよう関係者のご理解とご協力をお願いしています。

▽日時 11月5日（木）午前10時
▽場所 青梅市民会館
主催 西多摩地域広域行政圏協議会（青梅市、福生市、秋川市、羽村町、瑞穂町、五日市町、日の出町、奥多摩町、檜原村）

▽後援 東京都
▽事務局 地域交流センター
(☎ 03-432-5155)

▽講演 寄本勝美氏（早稲田大学教授）・小倉紀雄氏（東京農工大教授）

▽プログラム *分科会 ①快適トイレとまちづくりを考える ②水辺の再生と住民・行政の役割を考える ③美しい環境と地域の活性化を考える

西多摩地域を美しくしよう
「美化」とトイレとまちづくり
シンポジウムの開催

▽問合せ 西多摩地域広域行政圏協議会（青梅市役所内 ☎ 0428-1111内線221）。

教育委員に

うえぬましゆんじ
上沼舜二氏

前教育委員長、野島茂雄氏の任期満了に伴い、9月の定例市議会で、上沼舜二氏（熊川一四一四一五八）が選任同意されました。

なお、10月6日の教育委員会で、委員長に木村和男氏、同職務代理者に高崎彌太郎氏が決まりました。

用途地域の

見直しを検討

東京都では、現在の線引き、用途地域等の見直しをすることになりました。これに伴い福生市でも用途地域等について検討中です。

この見直しは、都市計画法に基づいて行われるもので、市が原案を作成し、都が決定を行うというものです。現在の用途地域等は、昭和五十六年五月に改正がされたものですが、その後の社会情勢等の変化により、今回見直しを行うことになりました。

今回、見直しを行うにあたり都是、東京都都市計画地方審議会の答申に示された考え方に基づき「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を作成しました。福生市では、この方針及び基準に基づき、市の地域性や土地利用

の実態等を考慮し、市の秩序ある整備と健全な発展を図るための素案を作るわけですが、この素案を作ったために市民の皆様のご意見を参考にしたいと思いますので遠慮なくお寄せくださいようお願ひいたします。

※用途地域とは、都市計画法に基づき定められるもので第一種居住専用地域、第二種居住専用地域、居住地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に分かれ、この区分によって、建築用途の制限や建ぺい率、容積率などの制限が行われます。

※線引きとは、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域（市街化区域・市街化調整区域）を区分するものです。

問合せ 都市開発課都市計画係
(51-1511内線342-3
43)へ。

500㎡～2000㎡未満の土地取引を行うときは
市への届け出が必要となりました。

10月1日から国土法に基づく監視区域に指定されました

10月1日からの改正国土法に基づく監視区域と区域内での土地取引の届出対象面積は、次の区分により実施されます。

なお、法の施行にあたっては、指定の対象面積のうち500㎡未満のものについては、当市に事務が委任されましたので、届け出を必要とする土地の取り引きを行う場合には、市長に届け出てください。

問合せ 都市開発課都市計画係
(51-1511内線342-3
43)へ。

新指定	既 施 行	監 視 区 域 (市街化 区 域 のみ)	10月1日から国土法に基づく監視区域に指定されました	
			監 視 区 域 (市街化 区 域 のみ)	対象面積
八王子・立川・青梅・昭島・町田・日野・福生の13市と羽村・瑞穂・日の出・五日市の4町	府中・調布・小金井・小平・東村山・国分寺 国立・田無・保谷・狛江・東久留米の11市	23区・武蔵野市・三鷹市	500㎡以上	500㎡以上

- ▼菊花展・水石展・ひょうたん作品展=前庭、エントランスロビー
- ▼絵画展・フラワー展・木彫展=展示室、美術室
- ▼陶芸展・美術工芸展=美術室、第2集会室
- ▼人形展・色紙・短冊作品展=音楽室、第3集会室



11月1日(日)～3日(祝)
午前10時～午後5時
(ただし、3日は午後4時まで)

第18回福生市民文化祭

日ごろの文化活動の発表の場でもあります市民文化祭が、今年も、11月1日から14日まで開催されます。ご家族そろってお出掛けください。

▼編物手芸展・はめ絵の壁面展。

写真展=視聴覚室、第4集会室

小さな昭和史=第1集会室

盆栽展=第3集会室

華道展=第5集会室

水墨画展=3階ロビー壁面

アマチュア無線公開運用=団体事務室

民踊=大ホール(午前11時30分～午後4時)

ニューダンス=大ホール(午後5時～5時40分)

さつき展=1階ロビー

野草展=2階ロビー

手芸展=和室

籐細工展・フラワー展=第1会議室

私たちの消費者展=第2会議室

木のおもちゃと絵本原画展=2階会議室

書道展=3階ホール

木のにおもちゃと絵本原画展=2階会議室

私たちの消費者展=第2会議室

お茶席=市民会館3階ホール、

民謡=小ホール(午前11時～午後5時30分)

籐細工展・フラワー展=第1会議室

私たちの消費者展=第2会議室

木のおもちゃと絵本原画展=2階会議室

書道展=3階ホール

木のおもちゃと絵本原画展=2階会議室

私たちの消費者展=第2会議室

お囃子=大ホール(午前11時～11時50分)

音楽の広場=大ホール(午後1時～5時)

邦楽・三曲演奏=小ホール(正午～午後5時)

バレエ=大ホール(午後6時～9時30分)(整理券必要)

大正琴演奏=小ホール(午後1時～3時)

▼囲碁大会=市民会館第6、7集

会室(午前9時～午後6時)

将棋大会=福祉会館1階和室

(午前9時～午後6時)

講演会=「まんが家と本」中央

図書館研修室(午後2時～4時)



◎1日(日)

▼バレエ=大ホール(午後6時30分～午後9時)

▼市民名画劇場=「男はつらいよ」

小ホール(午後2時30分～4時30分、午後7時30分～9時30分)

▼社交ダンス=市民会館第4、5集会室(午後7時～9時30分)

▼日本舞踊=大ホール(午前11時～午後5時)

▼詩歌吟詠=小ホール(午前9時30分～午後12時30分、午後2時～3時)

▼手話劇=小ホール(午後1時～2時)

◎8日(日)

▼お囃子=大ホール(午前11時～午後4時、2日は午後1時～3時)

▼郷土史シンポジウム=中央図書館研修室(午後2時～4時)

▼お囃子=大ホール(午前11時～午後4時、2日は午後1時～3時)

▼音楽の広場=大ホール(午後1時～5時)

▼邦楽・三曲演奏=小ホール(正午～午後5時)

▼大正琴演奏=小ホール(午後1時～3時)

◎14日(土)

秋山ちづるさん(一小5年の作品)
▼小学生の部 一席

緑化推進事業の一環として市内の小学5年生・中学1年生から募集中したポスターの審査が行われ、応募総数1095点の中から、次の中学生が一席と二席に選ばれました。

入選作品は、緑化意識の普及を図るために市内の公共施設に掲示させていただきます。

☆ 小学生の部 (敬称略)

一席 秋山ちづる(第一小学校)

「緑が多くなれば、自然に鳥や蝉、蝶などもたくさん集まってきた楽しいなと思った。だから、これ

▲芦沢 孝幸君
二席 芦沢 孝幸(第一中学校)▲秋山ちづるさん
一席 秋山ちづるさん

げて緑を守ろうとしている女の子に、ちづるさんの姿を見ました。

二席 牧谷嘉奈子(第一小学校)

「身近かなタンボボの花と種子、育てます」の字に輝やく太陽の色を考へて描きました。他の市や町に行くと道路に沿って花壇がつくれられているのに福生には余り見

☆ 中学生の部 (敬称略)

二席 橋本利恵子(第三小学校)

「身近かなタンボボの花と種子、育てます」の字に輝やく太陽の色を考へて描きました。他の市や

町に行くと道路に沿って花壇がつくれられているのに福生には余り見

審査結果 (敬称略)

一席 矢端和憲(熊川第一中)

「育てよう この苗 我が町に」

今後、入選作品は緑化推進事業に活用させていただきます。

緑化運動標語決まる
『育てよう この苗 この種子 我が町に』

緑の保護と回復を呼びかけることをテーマにした緑化運動標語が決まりました。

なお、当日会場においてにならない方は、10月31日(土)午前9時から正午までに、経済課農業緑化係へおいでください。

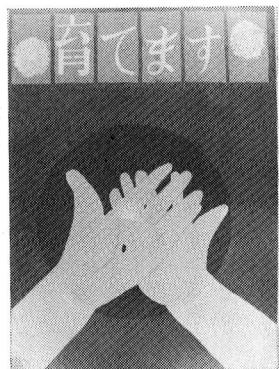
ハガキが届かない方は、母子手帳など出生を証明するものをご持受け取りください。

該当される方にはハガキで通知しますのでご都合のよい会場でお受け取りください。

からも緑を大切にしたいと、いろいろ考えながら何日もかけて描きました。」大木を背に大きく手を広

出生記念に

市の木・市の花をプレゼント

配布日時・場所
○10月29日(木)

午前 9時～正午	白福会館
午後 1時～4時	つくし保育園わかたけ会館

○10月30日(金)

午前 9時～正午	かえでわかつり会館
午後 1時～4時	市役所経済課

インフォメーション あれこれ

国民年金だよ!

して、あなたの年金権を確保してください。

届け出による

国籍取得はお早めに

昭和60年1月1日から改正国籍法が施行され日本人の子で一定の条件を備えている外国人は、法務大臣へ届け出ることによって日本の国籍を取得することができるようになっています。この届け出によつて日本の国籍を取得できる場合はいくつありますが、そのうち、改正国籍法施行前に外国人父と日本人母との間に生まれた子の国籍取得の届け出は、特に改正国籍法の施行日から3年以内(本年12月31日まで)に限つてすることができます。この届け出をする人は、早目に行務局に相談するようにしてください。

この届け出により国籍を取得できる条件及び届け出に必要な主な添付書類は、表のとおりです。

国籍取得の届け出をするには、東京法務局八王子支局にこれらの書面を届書とともに提出しますが、日本の国籍を取得しようとする人が15歳以上のときは本人が、15歳未満のときは親権者、後見人などの法定代理人が自ら出頭して手続きをしなければなりません。

問合せ 東京法務局八王子支局
(☎ 0426-22-9251)へ。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が必ず加入し、加入期間については原則として保険料を納める必要があります。

老後に年金を受けるとき保険料の未納があると、老齢基礎年金の年金額が減らされます。さらに、保険料を納めた期間が25年(昭和5年4月1日以前に生まれた方は、生年月日により21年から24年)に満たないと年金を受けることができないことになっています。

そこで、60歳になるまでに保険料の未納期間のある方は、60歳から国民年金に加入することをおすすめします。国民年金では、60歳以上65歳未満の方は、ご自身の希望で任意加入できます。

任意加入することで、減らされる年金額を満額に近づけたり、年金を受ける権利を得る(保険料の未納期間が相当長期間ある場合は、該当しません)ことができます。

60歳からの任意加入制度を活用

条件	添付書類
1. 昭和40年1月1日から昭和59年12月31までに生まれたこと。	(1) 出生届の記載事項証明書、出生証明書、分娩の事実を記載した母子健康手帳など
2. 日本国であったことがないこと。	(2) 日本国籍を取得しようとする人の出生時から現在までの母の戸(除)籍謄本(母が死亡しているときはその死亡時までのもの)
3. 出生の時に母が日本国民であったこと。	(3) 外国の方により父母が婚姻し、その婚姻が母の戸籍に記載されていない場合は、婚姻を証する書面
4. 母が現に(または死亡の時に)日本国民であること。	

保険料の納付が困難な方は申請免除の手続きを



自営業、自由業等の方(第1号被保険者)で、収入が少ない、働き手や家族が長期の病気やケガ等のため、国民年金保険料を納めるのが困難な方は、「保険料納付免除」の申請をしてください。納付を免除された期間については、保険料を納めた場合の3分の1の年金が受けられます。

申請免除を希望する方は、年金手帳と印鑑をお持ちのうえ市民課年金係まで申し出てください。

国民年金に関するお問い合わせは、市民課年金係(☎ 51-1511内線269・270)へ。

戸時代に熊川村（旗本田沢氏知行分）の名主を勤めていた石川家に伝わる近世以降近代に至る地方文書です。享保から寛政に至る時代の文書が中心となっており、熊川村及び周辺村落の歴史的動向を知ることができると極めて貴重な史料群です。

4件の内訳は、いずれも市有形文化財（歴史資料）です。石川家所蔵文書（石川元八氏）四〇六点、内出家所蔵文書（内出政利氏）五九六点、野島家所蔵文書（野島茂雄氏）一九五点、熊川神社所蔵文書六二五点です。

市との文化財保護条例に基づいて、9月11日に石川元八家所蔵文書など4件が市の文化財に指定されました。

これは、今年の4月25日に教育委員会から文化財保護審議会に諮問されていたもので、7月24日に答申され、9月11日に指定されました。

市文化財を指定

■ 内出家所藏文書

内出家所蔵文書五九六点は、江戸時代、熊川村（旗本田沢氏知行分）の名主（石川家の跡を継ぐ）を勤めた内出家に伝わる近世以降近代に至る地方文書です。特に、文政から明治初期に至るまでの文書が中心となっています。熊川村の歴史的変遷はもとより、明治初期の村落支配構造を知るうえで、極めて貴重な史料群です。

■野島家所蔵文書

野島家所蔵文書一九五点は、江戸時代に熊川村（旗本長塙氏知行分）の村役人を勤めた同家に伝わる近世から明治に至る地方文書です。江戸時代後期から明治期に至るまでの文書が中心を占めており、熊川村の歴史的変遷や村役人家の家経営の動向を知ることのできる極めて貴重な史料群です。

■熊川神社所蔵文書

熊川神社所蔵文書六二五点は、旧熊川村の鎮守、熊川神社にかかる近世以降近代に至る文書と明治前半期の熊川村戸長役場文書が大部分を占めています。特に明治前期の熊川村の村政及び周辺村落の歴史的動向などの実態を知ることができます。

熊川神社所藏文書

野島家所蔵文書一九五点は、江戸時代に熊川村（旗本長塙氏知行分）の村役人を勤めた同家に伝わる近世から明治に至る地方文書です。江戸時代後期から明治期に至るまでの文書が中心を占めており、熊川村の歴史的変遷や村役人家の家経営の動向を知ることのできる極めて貴重な史料群です。

野島家所藏文書

近代に至る地方文書です。特に、文政から明治初期に至るまでの文書が中心となっています。熊川村の歴史的変遷はもとより、明治初期の村落支配構造を知るうえで、極めて貴重な史料群です。

駅前放置自転車 回4 クリーンキャンペーン

○車のすぐ前や、車の流れを止め
て渡るような無理な横断は絶対に
やめましょう。

えきのまえ

とうせんぼ

○大きな交差点や、交通量の多い
交差点を渡るときは自転車から降
りて横断歩道を渡りましょう。

○左折する自動車があるときは、
先に通した方が安全です。自動車
の横に並ぶのは避けましょう。

お年寄りの
事故をなくそう!!

行車両の直前直後の横断または信号無視等が多く、運転中では、一時停止、安全不確認、速度超過などが目立っています。

お年寄りの自転車に注意

お年寄りの乗った自転車の横
を通り抜けるときは、自転車から
目を離さず、自転車との間に安全
な間隔をとってください。

道路を渡るときは
○道路を渡るときが一番危険です。少し遠まわりでも横断歩道や
横断歩道橋を渡りましょう。

お年寄りは、初めや取次がおりま
ろえ、警音器を鳴らしても気付か
なかつたりすることあります。
徐行、一時停止をして、十分注意
してください。

税務シリー^ズ① 税務関係証明書の 発行

発行はできません。また納税証明はそれぞれの税が納期限内に納入されているとき発行されます。

◎申請方法

証明は個人の課税内容が記載されるものですから、原則として本人以外の申請は認められません。

ただし、同居の親族、あるいは本人からの委任を受けた方で、委任状、代理人選任届のあるときは申請ができます。いずれの場合でも

確認のために申請者の身分証明書等の提示をお願いします。また申請者の認め印も必要です。

税務課の主な仕事は市税の課税、徴収ですが、関連事務として課税資料に基づいた各種証明書の発行をしています。税務関係の証明書は身近なことで必要となる場合がありますので各種証明書の申請手続き、用途、内容についてシリーズでご案内します。

◎証明の種類

①課税証明（市都民税、固定資産税）

②納税証明（市都民税、固定資産税、軽自動車税）

③評価証明（土地、家屋）

④公課証明（土地、家屋）

⑤車庫証明（土地）

⑥住宅用家屋証明（家屋）

⑦その他、証明願いによるもの

⑧固定資産税関係資料の閲覧

◎証明発行の順序

証明は皆さんの税申告がその根拠となります。申告により課税手続がされ、決定された内容が各種証明として発行されます。從つて申告をされていませんと証明の

所得税の申告は青色申告で

10月は、青色申告特別勧奨月間です。事業所得・不動産所得または山林所得がある人は、青色申告ができます。青色申告には、青色申告控除10万円をはじめ、多くの特典があります。

青色申告をするには、あらかじめ「青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。

問合せ 青梅税務署所得税第一部門指導担当(☎0428-22-3185内線273)へ

一通100円ですが、住宅用家屋証明は八〇〇円、車検用納税証明は無料です。

◎手数料

有している人で、次のような事が発生したときは、お忘れなく届け出をしてください。届け出をしないまま放置しておきますと、トラブルの発生原因となりますので、ご注意ください。



(1) 125cc以下のバイク(別表)

市役所税務課庶務係(☎51-1-511内線222)へ。

(2) 125ccを超えるバイク及び軽自動車

届け出に必要なものについては、次の取り扱い窓口にお問い合わせください。

東京都軽自動車検査協会多摩支所(☎25-3926)へ。
登録事務所(☎0426-91-361)へ。

・四輪の軽自動車

東京都軽自動車検査協会多摩支所(☎25-3926)へ。

・軽二輪及び自動二輪

東京都軽自動車検査協会多摩支所(☎25-3926)へ。

◎ 何らかの理由でプレートを紛失し廃車届ができる方は税務課庶務係へご相談ください。

事由	届け出	届け出に必要なもの
市内の方に譲渡したとき	名義変更届	標識交付証明書・譲渡証明書・印鑑
市外の方に譲渡したとき	ナンバープレート(盗難の場合を除く)	標識交付証明書・印鑑
乗用として使用しなくなつたとき	⑪ 盗難の場合は、盗難届けをだした警察署名・届出年月日・受理番号を申し出てください。	標識交付証明書・印鑑
市外に転出したとき	廃車届	標識交付証明書・印鑑
盜難にあったとき		
盗難にあったとき		
買い替えをしたとき		
住所を変更したとき	車台変更届	標識交付証明書・販売(譲渡)証明書・印鑑
住所を変更したとき	住所変更届	標識交付証明書・印鑑
標識交付証明書の紛失	印鑑	
再交付届		

手続きはお早めに！

各種の福祉手当を支給しています。

心身に障害があり、からだのご不自由な方や、こうした家庭の子供さん等が健康で明るい生活を送っていただけるよう国や都及び市から各種の福祉手当を支給しています。

該当されている方は、厚生課窓口でお早めに手続きをしてください。各種手当は一覧表のとおりです。

ただし、手当によって所得制限がありますのでくわしくは厚生課厚生係（☎51-1511内線313・314）へ。

各種手当一覧表

施設入所	制限			支給月	月額	対象者						各種手当名	
	年齢	併給	所得			人	度	度	度	度	度	度	
あり	20歳以上	なし	あ	2・5・8・12月	二〇九〇〇円	く	◎入院三か月以上の方を除く	◎身体障害1、2級程度の障害が重複にある	◎精神弱1、2級程度の障害	◎精神弱1、2級程度の障害	◎精神弱1、2級程度の障害	◎精神弱1、2級程度の障害	福祉手当
あり	20歳未満	あり	あ	2・5・8・12月	一一六五〇円 (経過措置の 福祉手当も)	一一六五〇円	理由とする公的年金を受給している場合	◎精神弱1級相当	◎精神弱1級相当	◎精神弱1級相当	◎精神弱1級相当	◎精神弱1級相当	福祉手当
あり	20歳以上	あり	な	4・8・12月	⑥三〇〇〇〇円 ⑦四〇〇〇〇円 その他	一三五〇〇円	⑥身障・精薄	・身障4級	・身障3級	萎縮症	◎進行性筋	◎脳性マヒ	心身障害者
あり	なし	なし	な	毎月	四二〇〇〇円	四二〇〇〇円	心身障害者福祉センターの判定が必要	こと	不自由者で、上下肢の機能を失った人	◎重度の肢体不自由者で、上下肢の機能を失った人	◎重度の肢体不自由者で、上下肢の機能を失った人	◎重度の肢体不自由者で、上下肢の機能を失った人	重度心身障害者(児)
あり	20歳未満	あり	あ	4・8・12月	二七四〇〇円	二七四〇〇円	◎愛の手帳	◎精薄	◎身障2度	◎中度障害児	おおむね3度	おおむね1度	扶養手当
あり	場所18歳未満20歳未満の児童	あり	あ	4・8・12月	算加一人増すごとに三八九〇〇円	一人増すごとに三八九〇〇円	◎母が重度の障害を有する	◎母が重度の障害を有する	◎母が重度の障害を有する	◎母が重度の障害を有する	◎母が重度の障害を有する	◎父が重度の障害を有する	扶養手当
なし	義務教育終了	なし	あ	2・6・10月	九〇〇〇〇円	九〇〇〇〇円	有する	◎父又は母が重度の障害を有する	◎父又は母が重度の障害を有する	◎父又は母が重度の障害を有する	◎父又は母が重度の障害を有する	◎父又は母が重度の障害を有する	育成手当
なし	20歳未満	なし	あ	2・6・10月	一一〇〇〇円	一一〇〇〇円	縮症	◎進行性筋萎	◎精薄	◎脳性マヒ	◎身障2度以上	福祉手当	
あり	なし	あり	な	1・7月	三〇〇〇〇円	三〇〇〇〇円	人	未満の人で所持の方	未満の人で所持の方	未満の人で所持の方	未満の人で所持の方	特殊疾病患者	
あり	65歳以上	なし	あ	4・8・12月	二一〇〇〇円	二一〇〇〇円	人	得制限以上の年齢	未満の人で所持の方	未満の人で所持の方	未満の人で所持の方	老健手当	
なし	かた⑧⑨小学校は⑩3校入学年まで前	なし	あ	2・6・10月	⑧五〇〇〇円	⑧五〇〇〇円	人	⑨65歳～70歳	⑩65歳～70歳	⑪65歳～70歳	⑫65歳～70歳	⑬昭和53年4月	

人間は食事なしでどのくらい
の間栄養摄取が可能か

ト福生市医師会だより

昔は病にたおれると口から食事や飲み物をとることができなくなったりよくリンゴをすってやっと少し栄養を入れたりそれさえもできず幼児や子どもは短時間に死線をさまよう状態となつたものでした。

その後大量の皮下注射をした時代になり現在では直接に静脈に点滴を入れ、病気と一緒に体液のバランスの補正、脱水の改善を行うようになり経口で水分や栄養がとることができなくとも十分な補給ができるようになつたのです。

しかしこの10数年において、数か月より一生にわたるまで食事ができない状態になつた人をなんとか助けることができないかという問題が研究され現在では成功しているのです。まず点滴の液ですが、通常の点滴の液では長期間食事をとらない場合、カロリー不足でどうしても糖分の濃い液を体に入れなければならぬのです。しかしのように濃い液を手足で見える細い静脈に入れるとその血管はな回もその使用に耐えることがで

きないのでどうしても心臓近くの太い静脈まで管を入れ、その部分より一日中ゆっくり放出してやることが必要とわかりました。そのことを中心静脈栄養といいます。一日口から摂取できる二千カロリー前後、二千五百CC位の水分を補給することができるのです。しかし体はカロリーーや水分だけを要求するものではなく塩分、カリウムやアミノ酸なども必要です。これらの成分を同時に与えます。またこれだけの高濃度の糖分をやるために糖尿チェックのほか、塩分やカリウムのチェックも欠かせません。

一番こわいことは血糖が上がり尿素窒素が上がることにより血液の濃縮がおこり浸透圧が上昇して意識がなくなることです。これらは血液を採り、常に正常値にコントロールすることが大事です。また長期間、管を心臓近くに留置するため敗血症になりやすいので体温のチェックにも注意を要しますまた数か月以上この方法だけで行った場合、人間が微量なりとも必要とする亜鉛やマグネシウム等も時々補給する必要があります。

このように数か月より一生この方法をして生存しなくてはならない人、例えば交通事故で小腸がほと

んど切除しなくてはならなかつた人、胃や腸の手術の時、吻合部分が着きが悪く口から栄養をとることができない人には、まさに生存のための命綱といえます。しかし、大きな病気もなく老人で口からあまり食べないからこの方法を取るというのは適切とは言いかねます。この方法はこういう体のチェックをしながら初めて可能なことです。



国民健康保険は、健康な生活を送るために欠かせない大切な制度です。届け出は、左の表のとおりです。該当する場合は、14日以内に市役所窓口へ。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入	福生市に転入されたとき	印鑑、転出証明書（保険証）
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、離脱証明書（保険証）
	生活保護をうけなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書（保険証）
	お子さんが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
国保をやめる	福生市から転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険へはいったとき	印鑑、保険証、新規加入保険証
	生活保護をうけはじめたとき	印鑑、保険証、保護決定通知書
	死亡したとき	印鑑、保険証
住所が変わったとき		印鑑、保険証
氏名が変わったとき		印鑑、保険証
世帯主が変わったとき		印鑑、保険証
保険証をなくしたとき		印鑑、身分を証明するもの
退職者医療制度の対象になったとき		印鑑、保険証、年金証書

り、老人には他の方法で食欲増進の方法を取ることが賢明です。

アメリカでは、この方法を入院

以外在宅通院でも可能にしています。結局人間は食事をとらないでもこの中心静脈栄養により、一生栄養がとれるというのが正解になりますが、嚴重な医師の管理のもとに可能ということもよく知っています。

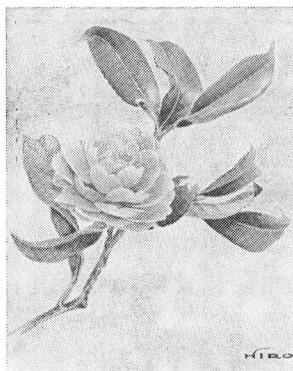
おいてください。

郷土資料室だより

参加しませんか

初心者植物画教室

心に多くの愛好者がいます。絵が初めての方でも、決してむずかしくありませんのでお気軽にご参加ください。



▽日時 □ 11月12日(木) 午前10時
△正午 以後毎週木曜日 12月10日まで全5回 ▽場所 □ 郷土資料室(中央図書館内) ▽対象 □ 市内在住、在勤の方 ▽費用 □ 受講料は無料ですが、画材道具をお持ちでない方には実費(四千円位)で受け付けます。

水彩画では、主婦、ご年配の方を中心

で用意いたします。▽講師 □ 佐藤廣喜氏(日本園芸協会植物画講座主任教授) ▽申込み □ 10月21日(水)から電話(53-3111)

で受け付けます。

郷土資料室では現在植物調査を行っていますが、市民の方々の植物に対する関心をより深めていたため、植物画教室を行っています。

植物画とは、主に花を対象とした水彩画で、主婦、ご年配の方を中心

で受け付けます。

ありがとうございました

この程、次の資料が寄贈されました。

植物画とは、主に花を対象とした水彩画で、主婦、ご年配の方を中心

で受け付けます。

郷土資料室では現在植物調査を行っていますが、市民の方々の植物に対する関心をより深めていたため、植物画教室を行っています。

植物画とは、主に花を対象とした水彩画で、主婦、ご年配の方を中心

で受け付けます。

ありがとうございました

この程、次の資料が寄贈されました。

植物画とは、主に花を対象とした水彩画で、主婦、ご年配の方を中心

で受け付けます。

念仏供養塔は三基あります。
■加美平西公園内には、天明二年(一七八二)に「神屋敷、馬喰竹女人講中」(現在、加美二町会)が造立した供養塔があります。



寒念仏供養塔

寒念仏とは、冬の寒中三十日

間、お堂にこもって念仏を唱えた

り、屋外を念仏を唱えながら巡回する寒修行の一つです。この困難な修行は大変な功德があるとされ

ていたので念仏講の集まり

が行われ、これを果たして、記念

に「寒念仏供養」などの銘文を自

然石や角柱型の石に彫り込んだ文

字塔や仏像を彫った刻像塔などを

造立することが行われました。

念仏講は村内のお

堂などに参集して祈

願と共に飲食を行う

もので、村落生活の

中では大切な社交の

場となり、娯楽の一

つとなります。

この程、次の資料が寄贈されました。

民俗資料(臼、杵、コネ鉢)

奥平広昭氏(武藏野台2-1-12)

民俗資料(長持、江戸時代に熊

川村の地頭田沢氏より、名主だっ

た先祖が持領したもの)、内出政利

氏(熊川3-1-8)

民俗資料(指物製作のケビキ、

キヅチ、川漁用のモリ)、塩野鶴子

氏(熊川6-5-8)

この二つの供養塔は、昔は、わかれり会館付近にあったようです。

■旧宝蔵院墓地内には、天保十二年(一八四一)に「上内手世話人中」(現在の加美一町会)によって造立されたものがあります。角型石柱の表面上部には胎藏界曼陀羅をあらわす梵字が彫られ、大変

趣きのあるものです。

三基の供養塔はいずれも旧福生村にあり、旧熊川村地域では見かけません。



市内に現存する寒

▶旧宝蔵院墓地、寒念仏供養塔(拓本)

この講座では、つい先日最高裁から出された、離婚の有責配偶者からの請求の是認をはじめ、土地問題や光華寮訴訟など、ホットな問題を法律的にわかりやすくとりあげていきます。お気軽にご参加ください。

▽日時＝10月30日・11月6日・13日・20日・27日の金曜日と12月3日の木曜日 午後7時30分～9時30分 全6回 ▽場所＝公民館

▽講師＝広部和也氏（成蹊大教授）・新美育文氏（明治大助教授）ほか ▽申込み＝10月21日（水）から公民館へ。



— この指とまれ —

市 体 育 館	☎ 52-5511
市 民 会 館	☎ 52-1711
公 民 館 (本館)	☎ 52-1711
松 林 会 館	☎ 52-3624 (公民館分館)
白 梅 会 館	☎ 53-3454 (公民館分館)
図 書 館	● 中央図書館 ☎ 53-3111 ● わかがり分館 ☎ 52-7421 ● わかたけ分館 ☎ 51-0083
郷 土 資 料 室	☎ 53-3111 —上記の施設は火曜休館日— 田 園 会 館 ☎ 52-3133 —児童施設は日曜休館日— —地域会館は火曜休館日—

講 座
『子育て以後の私の生き方』

あなたは今の生活に満足していますか？ なにかをしたい。何って聞かれてもこまるけど、なにかがしたい。

社会とのつながりがほしい…。
こう思っている方も多いのではないか。

仕事をもつ、地域のボランティア活動をする…。あなたの人生をあなたらしく生きる、そんなきっかけをこの講座でつかみ取ってみませんか。

キーワードは「性別役割分業」です。

▽日時＝10月30日（月）午後1時30分～3時30分 以後原則として毎週月曜日 全8回 ▽場所＝松林分館 ▽講師＝富永静枝氏（白梅短大教授） ▽申込み＝前日までに松林分館へ。

市民会館・公民館本館をご利用の皆さんへ

劇団四季「ジーザス・クライスト・スーパースター」

来る、11月3日（火）は定例の休館日になっておりますが、市民文化祭のため臨時開館します。それに伴い11月5日（木）は臨時休館となります。なお11月4日（木）は祭日の振り替えとして休館となりますのでご注意ください。

ただし、松林分館、白梅分館については平常どおりです。

また、昭和63年5月の大・小ホール及び昭和62年12月の集会室等の使用受付事務は10月31日（土）午前9時から行います。

杏里コンサート

▽日時＝昭和63年1月10日（日）開場午後6時 開演午後6時30分 ▽場所＝市民会館大ホール

▽電話予約・問合せ＝市民会館へ。

初笑い福生寄席

▽日時＝昭和63年1月10日（土）開場午後1時30分 開演午後2時

▽場所＝市民会館大ホール

▽演者＝春風亭柳昇、牧伸二、松旭齊すみえ、セントルイス

▽入場料＝全席指定 1000円

▽前売り＝10月17日（土）から各ブ

レイガイドで発売

▽プレイガイド

ド＝市民会館・市役所市民相談係

・かたばみ樂器・西友（福生店、河辺店のチケットセゾン）・井上商店（五日市町）

商店（五日市町）▽電話予約＝

会館へ ▽問合せ＝市民会館へ。

10月17日（土）午後1時から市民予約・問合せ＝市民会館へ。

教育講座

『中学生と進路』

心理的にも、身体的にも大きく変化していく中学生をテーマに、今日の、中学生をめぐる教育問題を考えます。

▽日時＝10月29日（木）～11月26日（木）午後7時30分～9時30分
毎週木曜日 全5回 ▽場所＝松林分館
▽定員＝先着20人 ▽講師＝後藤重三郎氏（『進路とは』著者）ほか ▽申込み＝10月21日（水）から松林分館へ。

私たちのまちづくり

私たちの暮らしを支える道路・上下水道、豊かな生活を作り出す社会教育施設。これらが整っている私たちのまちですが、『より住みやすいまちづくり』に市民のアイデアを生かし、市民が参加しての地域づくりの必要が出てきました。

今回は主に自然環境の側面からアイデアを出し合いたいと思いました。▽日時＝10月28日（水）午後7時30分～9時30分 以後原則として毎週水曜日 全8回 ▽場所＝白梅分館
▽申込み・問合せ＝白梅分館へ。



ファーストインプレッショーン・イン・ジャパン
(日本の第一印象)

（日本の第一印象）

今年の3月に福生にやつてきた“アメリカ人”が、私たちの生活全般についての感想を話します。子育てや習慣のちがいなど、身近な問題で話し合いを予定しています。

なお、当日は、日本語の要約付きですが、講師はすべて英語でのスピーチになります。

▽日時＝10月29日（木）午前10時30分～正午 ▽場所＝白梅分館
▽講師＝テッド・ミラー氏（大学講師） ▽定員＝先着70人 ▽主催＝英会話サークル“チャット”
▽問合せ＝白梅分館へ。

戦後史を学ぶ

戦後の総決算がいわれ、国際化がいわれ、二十一世紀に向けて大きく変化していこうとする今日、あらためて、戦後の民衆の歩みを

戦後史として一緒に学びませんか。▽日時＝10月24日（土）午後1時～5時・25日（日）午前10時～午後4時30分 ▽場所＝松林分館
▽内容＝手づくり作品展、映画、ミニコンサート、模擬店、喫茶等
▽主催＝だれでもなんでも展実行委員会 ▽問合せ＝松林分館へ。

第2回 幼児とお母さんの運動会

秋のひとときを、親子運動会で楽しんでみませんか。
▽日時＝11月5日（木）午前10時～午後12時30分 ▽場所＝市民体育館 ▽対象＝幼児とその母親
▽内容＝ハイハイ競争、玉入れなど ▽申込み＝10月30日（金）までに田園会館へ。

宮沢賢治の童話が美しいアニメーション映画になりました。
白梅親子映画会
松林ホームシアター
アニメ『セロ弾きのゴーシュ』

幼児から大人まで十分に楽しめる作品です。

場所・日時
◇松林分館
・10月24日（土）午後2時
・10月25日（日）午前10時30分

・10月24日（土）午後4時
・10月25日（日）午後1時30分
▽上映時間＝1時間 ※入場無料
▽問合せ＝各分館へ。

不用品交換登録制度の活用を

ご家庭で不用となつた品物や購入しても使用しないもので、他の家庭で十分に再利用できるものについて、市ではこれらの情報を収集し、市民の皆様にご紹介する不用品交換登録制度を設けております。

▽取扱い品目＝家具、自転車を始め楽器類等の再利用が十分可能な用品
 ▽登録資格＝市内に住所を有する方
 ▽登録方法＝不用品を「ゆずります」「ゆずります」を希望の方は、経済課商工係（☎51-1511内線272）まで、来所をされるかまたは電話



表紙は語る

かっては福生の穀倉として実りの秋をむかえると、稲穂の波が見られた水

田地帯も、昭和44年に着手した土地区画整理事業を経て、今は住宅地としてすっかりその姿を変えていますが、この地域に散在する落花生畑では、掘り取りを楽しむ人達の姿が見られます。毎年、福生市落花生栽培推進協議会の人達で作付けされ、今年で11年目になります。恒例となった幼稚園児や身障者等の招待も定着。落花生が「土の中である」ことを初めて知つて、けげん顔の子どもたちも、鈴なりの落花生を見て笑みがこぼれました。

お申し込みください。市の備え付けの台帳に登録します。

▽登録用品の周知及び有効期間＝市のお知らせに3ヶ月間掲載します。

その期間を経過しても登録用品の取り引きが成立しないときは、台帳から抹消します。（再登録可）

▽登録用品のあつせん方法及びその処理＝市のお知らせをご覧になつて「ゆずってください」「ゆづります」と希望の品がありましたら、商工係まで電話等でお申し出ください。市では、登録者の条件がほぼ一致するとと思われるものについては、登録者のあつせんをします。その後は、当事者双方で取り引きをしていただきます。なお、取り引きの成立不成立にかかわらず、その結果をすみやかに商工係までご報告をしていただきます。

来年4月に、小学校へ入学されるお子さんに、教育委員会から就学時健康診断通知書をお送りします。対象は、昭和56年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた方で、10月下旬までにお送りします。なお、就学時健康診断日には

お届けします

就学時健康診断通知書

来年4月に、小学校へ入学されるお子さんに、教育委員会から就学時健康診断通知書をお送りします。

くわしいことや就学時健康診断通知書が届かない方は、教育委員会（市民体育館内）学務課学務係（☎52-5511）へ。

幼稚園入園案内

来年度の市内私立幼稚園の園児募集が行われます。



朝市

地元で生産された野菜や果物及び日用雑貨品などの朝市を行います。

▽日時＝10月25日（日）午前8時
 ※ただし、売り切れ次第終了。
 ▽場所＝市役所前庭（雨天の場合

は福生青果市場）

▽主催＝朝市実行委員会

聖愛幼稚園	熊川	960番地
清岩院幼稚園	福生	509番地
福生多摩幼稚園	福生	1276番
地	福生	1276番

（☎51-4429）